

○大府市障害者控除対象者認定書の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号及び第7条の15の7第6号に規定する障害者又は特別障害者として市長が認定する場合における大府市障害者控除対象者認定書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 市長の認定の対象となる者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者のうち、次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 障害者 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者（次号に該当する者を除く。）

(2) 特別障害者

ア 介護保険法の規定により要介護3、要介護4又は要介護5の認定を受けている者のうち、当該認定に係る主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）がⅣ又はⅤであるもの

イ 次条に規定する認定基準日において、同日前6月以上継続して、次のいずれにも該当している者

(ア) 介護保険法の規定により要介護3、要介護4又は要介護5の認定を受けている者

(イ) 当該認定に係る主治医意見書において、障害老人の日常生活自立度（平成3年11月18日老健第102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）がB1、B2、C1又はC2である者

(認定基準日)

第3条 市長の認定の基準となる日は、所得税法（昭和40年法律第33号）第85条第2項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第34条第9項の規定に準じ、所得税及び市県民税の申告に係る当該年の12月31日とする。ただし、対象者が既に死亡又は出国している場合は、当該死亡又は出国の日とする。

(申請)

第4条 大府市障害者控除対象者認定書（別記様式。以下「認定書」という。）の交付を受けようとする者は、認定書に必要事項を記入し、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、対象者に代わって、民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族が行うことができる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、親族以外の者が行うことができる。

3 前項の規定による申請を行う者は、あらかじめ、当該対象者の同意を得ておかなけれ

ばならない。

(認定書の交付)

第5条 市長は、前条の申請を受けた場合において、第2条の規定に該当すると認めるときは、認定書を交付するものとする。

(有効期間)

第6条 認定書の有効期間は、当該認定書の交付の日から1年とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年以後の年分の所得税及び市県民税の申告について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。